

～台風15号や台風19号の被害にあった皆さんへ是非お伝えしたいこと～

## 自宅が「半壊」と認定された方へ

建設・購入  
賃貸の話

り災証明書で「半壊」と認定された方が、自宅を直さずに**建て直したい**、**別の家を買いたい**、**賃貸に移り住みたい**という場合に使える支援制度などをまとめました。

なお、り災証明書をまだ申請していない方は、「弁護士会ニュース第3号」（千葉県弁護士会のホームページ参照）を読んで、り災証明書を早く申請してください。

### ①これからの生活イメージを



ココは重要！

壊れた家を修理するのか、新しい家を建てるのか、別の家に移り住むのか、それともそれ以外の選択肢があるのか。まずは、皆さんの**今後数十年のライフプラン**を考えてください。ご家族やご近所の方など、色々な方とよく話し合って自分の今後の生活をイメージしましょう。支援制度を知る前に、自分がこれからどのような生活を送りたいのかが重要です。

### ②ブルーシートの問題

#### ブルーシートを張る業者を教えてください

ブルーシート張りは、危険な高所作業です。自分で屋根に登らずに専門家に依頼してください。どこに依頼すれば良いか分からない方は、千葉県が設けた「**早急防水施工業者登録プラットフォーム**」（電話0120-004-523）までお問合せください（受付は11月30日まで）。

#### ブルーシートを張る費用がない

高齢者や障害がある方などは、まずはお住いの市町村へブルーシートを張ってもらえないかご相談ください。

ご自身で業者に依頼する場合、原則として費用がかかります（25㎡あたり5万円程度、40㎡あたり8万円程度かかるのが一般的です）。

所得が少ない世帯の方には、「**緊急小口資金貸付**」を利用することで最大10万円の貸付を受けることが可能です。ブルーシート張りに使用を支出したために生活費が不足した方は、お住いの社会福祉協議会にご相談ください。

### ③家を建て直す、購入する方へ

#### 再築費用などの補助制度

家が半壊になった方が、家を**やむを得ず解体した場合**には、被災者生活再建支援金の**基礎支援金100万円**が支給されます。さらに、新たに家を建設、購入した場合には**加算支援金200万円**が支給されます（単身世帯の場合は、いずれの支援金も4分の3の額になります）。

ただし、「やむを得ず解体」に該当するか判断が必要となるため、**解体前に必ず市町村に相談**してください。なお、**公費で解体**されることもありますので、やはり事前に市町村に相談することが重要です。

### ③家を建て直す、購入する方へ

#### 自己資金が不足する場合

家をやむを得ず解体すると、被災者生活再建支援金が**最大300万円**支給されますが、建設や購入の費用にはとても足りません。自己資金が不足している方には、以下のような制度があります。

#### (1) 義援金

今のところ詳細は確定していませんが、いずれ義援金が支給される可能性があります。

#### (2) 市町村の支援事業

市町村が独自に支援策を設ける可能性があります。自治体からの情報に注意。

#### (3) 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資（建設購入）

自分が居住するために家を補修する場合に利用できる融資制度です。保証人は原則不要です。詳しくは住宅金融支援機構にお問い合わせください。

#### (4) 災害援護資金貸付

半壊の方が取り壊さざるを得ない場合には250万円（世帯主に1か月以上の負傷がある場合には350万円）の貸付けが受けられます。詳しくは市町村にお問い合わせください。

#### (5) 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）

60歳以上の方が利用できる「リバースモーゲージ」の貸付制度です。月々の返済は利息のみです。詳しくは住宅金融支援機構にお問い合わせください。

#### (6) 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付

母子家庭等の場合は、居住するための家の建設や購入費用を最大150万円まで借りることが可能です。詳しくはお住いの市町村にお問い合わせください。

※ここに記載した制度は一例です。ぜひ弁護士へご相談ください。

### ④賃貸住宅に移り住む方へ

家が半壊になった方が、家を**やむを得ず解体した場合**には、被災者生活再建支援金の**基礎支援金100万円**が支給されます。さらに、公営住宅以外の賃貸住宅に転居した場合には**加算支援金50万円**が支給されます（単身世帯の場合は、いずれの支援金も4分の3の額になります。）。

ただし、「やむを得ず解体」に該当するか判断が必要となるため、**解体前に必ず市町村に相談**してください。なお、**公費で解体**されることもありますので、やはり事前に市町村に相談することが重要です。

また、**自治体独自の支援**もあります。例えば、**南房総市**では、自宅での生活が困難となり賃貸住宅で一時的な避難生活を送ることを余儀なくされた方に、賃料などの補助として最大50万円の支援をする「被災者一時避難生活支援金制度」を設けています。他の自治体でも様々な支援を設けている場合がありますので、市町村からの情報に注意を。

千葉県弁護士会では「困りごと相談」（電話無料相談）を実施中です。どのように生活を再建させるか。一緒に考えましょう。

受付時間：平日午前9時～12時・午後1時～5時

千葉県弁護士会 ☎043-227-8431

がんばろう  
千葉！



本ニュースは、発行日（令和元年10月25日）時点での状況及び制度を元に作成しています。